

第12回（平成22年度 第2回）磐田市都市計画審議会 議事録

1. 開催日時 平成22年10月14日（木） 10:30～11:40

2. 開催場所 磐田市役所 本庁舎4階 大会議室

3. 出席者

（1）委員

三枝幸文委員、江間豊壽委員、松嶋勝己委員、鈴木五芳委員、土屋 仁委員、磯部美津子委員、松野正比呂委員、高田正人委員、鈴木喜文委員、高梨俊弘委員、早川勝次委員、牧田 宏委員、朝比奈正典委員、鈴木新一委員、杉山芳教委員、村松伸洋委員（委員18名中16名出席）

（2）事務局

春日建設部長、大箸都市計画課長、匂坂係長、青木副主任、鈴木副主任

4. 議事録署名人

磯部美津子委員

5. 議案審議

第1号議案 磐田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
（静岡県決定）

第2号議案 磐田都市計画 区域区分の変更（静岡県決定）

6. 議事録

1 開会

○事務局 皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。申し遅れましたが、本日司会を担当します、建設部長の春日と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、はじめに、資料の確認をさせていただきます。本日配布いたしました、「次第」とその裏面が「委員構成表」、磐田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の「新旧対照表」、そして、先に郵送させていただいております、「議案資料1」、「議案資料2」以上の4種類です。よろしいでしょうか？

それでは、第12回磐田市都市計画審議会を開催いたします。お手元の次第に従いまして、進めてまいります。

はじめに、本日の欠席者についてご報告いたします。教育委員会委員長職務代理の田中委員と、袋井土木事務所所長の神山委員が欠席されております。高梨委員は、欠席の届けが出ておりませんので、後ほど来ていただけるものと思います。

2 市長あいさつ

○事務局 次に、次第2、市長よりあいさつを申し上げます。

○市長 改めまして皆さんこんにちは。私が言うまでもございませんが、この都市計画審議会というものは、いろんな各審議会・協議会がある中で、磐田市の中での最高に位置している部分でございます。とかく隣接している袋井市さんが、未線引き地域になっておりますので、その違いが、なかなか私どもでも分からない中で、一住民からは、「どうしてこうなってるの」というような、用途地域が決まっているところ、決まってないところがございまして、分からないところがあるのですが、とにかく今日、大きな案件2件のご審議をしていただくこととなりますが、よろしくお願い致します。

余談でございますけれども、これは、県の5年に一度の定めるもので、当然、磐田市の意見を聞くということになっていきますから、その案件ではございますけれども、よろしくお願い致します。

報告になりますけど、先週今週と地域のお祭りがピークになります。そういう中でできる限り私もあちこち行かせてもらいましたが、「磐田市の状況はどう」ということをよく聞かれますので、あいさつの最後に、先週届きました指標の一端を皆様方に聞いていただいて、あいさつとさせていただきます。先週、静岡県の37市町の製造品出荷額の統計表が私の手元にまいりました。1兆円以上の製造品出荷額がある市が、37市町のうち6市ありますが、磐田市は、21年度の指標がでてきたのですが、19、20、21の2年間を比較しますと、2年間に1兆円落ちました。製造品出荷額というのは、企業にとっては生命線で売り上げに直結するものですので、この落差を見ても大変な状況がお分かりいただけたと思いますけれども、そうは申し上げましても、1年間に240億の市税が入ってきている磐田市ですので、今ここがこれからの大きな分起点だと思っております。

どうか、今日お集まりの皆さんは、学識経験者でそれぞれの専門分野の皆様、そしてそれ

それぞれの地域の自治会連合会の副会長の皆さん、議会の代表の皆さんでございますので、その辺も頭に入れていただきながら、今後の磐田市の参考になるご意見をいただければと思っております。私たち職員一同も精一杯頑張っておりますので、今後ともよろしく協力をお願いしましてあいさつと代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

3 会長あいさつ

○事務局 次に、次第3、三枝会長よりあいさつを申し上げます。

○会長 皆さんこんにちは、磐田市都市計画審議会の会長を務めさせていただいております静岡産業大学の三枝でございます。本日の審議案件は、2つございます。まず、1つは、都市計画区域のマスタープランとも呼ばれる「磐田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、もう1つは、「磐田都市計画区域区分の変更」でございます。この2議案となっております。当審議会が円滑に運営されますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございました。

ここで、市長は所要のため、退席させていただきます。

○市長 公務がございまして申し訳ありませんが、よろしくお願い致します。失礼します。
(市長退席)

4 議案審議

○事務局 それでは、次第の4、議案審議に入ります。これより会議の進行を会長よりお願いいたします。

○会長 それでは、お手元の次第に従いまして、会議を進めてまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。なお、磐田市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本会議が有効に成立していることを、ここでご報告申し上げます。

次に、審議会運営要領第9条第1項の規定によりまして、議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は、磯部美津子委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

○委員 はい。

○会長 さて、本日、ご審議いただく案件ですが、第1号議案「磐田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」及び第2号議案「磐田都市計画区域区分の変更の2件となっております。

それでは、議案審議に入ります。

はじめに、事務局より説明を受けたいと思います。では、都市計画課長、お願いいたします。

○事務局 それでは、説明をさせていただきますが、議案説明の前に、本都市計画について若干、補足的に説明を致します。

第1号議案ですけれども、「磐田都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更に係るものでありますけれども、大変長い表題になっておりますので、これから先は、整備に係わる「整」、それから開発に係わる「開」、保全の「保」、私ども業界用語と言っては

恐縮ですがけれども「整・開・保」と略して、説明させていただきたく思いますので、ご了承ください。

この「整・開・保」は、都市計画の区域マスタープランとも呼ばれておりまして、区域全体を対象として、広域的な見地から定める計画で基本的な方針であります。また、この「整・開・保」の中には、発展の動向、人口、産業の現状、将来の見通し等を勘案しながら、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、都市計画区域における基本的な方向性を示すものと定められています。概ね20年後の都市の姿を見据えた上で、都市計画の基本的方向を定めておりますけれども、将来の市街化区域の規模、面積あるいは、道路や公園の都市施設、土地区画整理事業あるいは市街地開発事業については、おおむね10年後を目標として具体的に示すこととしております。

なお、この計画そのものは、静岡県が決定するものとなっております。

現在の計画は、平成19年9月に指定されたものですので、概ね5年に一度の定期見直しをするというものでございます。変更も含めまして、県がこの計画を指定しようとする場合は、「当該市町及び都市計画審議会の意見を聴く」と定められていることから、本審議会にお諮りするものでございます。説明は、変更箇所、内容が分かりやすいということで、今日お配りしました新旧対照表を使って説明したいと思っております。お配りしました資料をご覧ください。誠に字が小さくて見にくいかと思いますがご容赦くださいませ。右側が旧で、現在の計画ということでご理解いただきます。左側が新ということで、変更していく内容を赤字で示してございます。よろしくお願いいたします。

まず、目次をご覧ください。この整備、開発及び保全の方針は、大きく「都市計画の目標」「区域区分を定める際の方針」及び「主要な都市計画の決定方針」に区分されており、それぞれ関係する「方針」が定められており、項目等の変更は特にございません。

それでは、具体的な内容に入りますけれども、左側の「新」の方を主要な部分を中心に説明させていただきますので、ご了承くださいませ。

1 ページをご覧ください。都市計画の目標(1)都市づくりの基本理念のうち、目標年次を5年が経過したことを踏まえまして、都市構造では37年、都市施設の整備では27年に変更してまいります。次に、本文の下から4行目ですが、「また、将来的な人口減少や」から、まちづくりが必要とされる。」までの字句を追加してまいります。

2ページをご覧ください。(2)地域ごとの市街地像に示される「旧〇〇市町村」を「〇〇地域」に変更し、3)の工業地域では、目標年内に整備可能な箇所を位置付けし、「検討する」旨を追加しています。

3 ページは軽微ですので省略をさせていただきます。

4 ページをご覧ください。この図は、将来都市像を示すイメージ図でございます。主な変更箇所は、オレンジ色の点線の丸で示す「交流拠点」を追加したこと、緑色で示す「観光、レクリエーション拠点」を「桶ヶ谷沼・鶴ヶ池」・「熊野の長フジ」・「竜洋海洋公園」を追加します。

なお、議案資料2、議案附図の1に、参考までにもう少し大きく変更後の内容を示しておりますので、ご参考にしていただければと思います。新旧対照表を作る関係で少し小さくなってしまったものですから、ご了承くださいませ。これが、イメージ図でございます。

続けて6ページをご覧ください。(2)区域区分の方針のうち、1)人口及び2)産業の規模について、基準年を17年に改め、併せて、人口、産業における出荷額等を、10年後の数値に改めます。また、3)の市街化区域の面積は、10年後においても変更無しとしております。

7ページをご覧ください。3の主要な都市計画の決定方針では、地区の名称を正しく標記するとともに、計画的な市街地の形成を検討する地区として、「美登里地区」を追加します。

また、③の工業地域や④の流通業務地では、地区名称や字句の修正を行います。

8ページは、軽微のため省略致します。

9ページをご覧ください。5)「市街化調整区域の土地利用の方針」の②、下段の、土砂災害特別警戒区域に係わる記述を追加します。関連して、10ページに移りまして、④の都市的土地利用の方針のところでは、字句の修正と併せて、下段2行を追加しております。次に、(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針のうち、「ア」の交通体系の整備の方針では、人口減少や高齢化社会の進展、地球温暖化対策など、今日の社会情勢に関する記述を追加しております。

11ページをご覧ください。主要幹線道路及び幹線道路では、具体的な路線として、5路線を追加するほか、(イ)の駅前広場(ウ)の駐車場を新たに位置付けしております。

12ページをご覧ください。この表は、概ね10年以内に整備する予定路線を示しておりますが、22路線から36路線に見直しするものです。

次に13ページへとつながっていきますけれども、「下水道及び河川の整備方針」に関する内容となります。下水道では、整備のあり方について、「公共下水」・「農業集落排水」・「合併処理」に区分した方針を示すほか、字句の修正を行います。イ、の整備水準の目標では、旧市町村ごとに設定していましたが、87%を目標値としております。次に、②の「主要な施設の配置の方針」における「下水道」では、只今、上記で説明しました、区分した方針に従った配置方針と普及に関する記述を追加しております。

14ページをご覧ください。中央の公共下水道の表で旧市町村ごとを改め、「磐南」と「豊岡」処理区に区分し、下水道計画における人口及び面積を併せて修正しております。

15ページをご覧ください。ここでは、「その他の都市施設の決定方針」において、主にゴミ処理施設についての記述を修正しております。また、(3)の市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針では、JR磐田駅の南の大池、大学周辺地区を検討するとして位置付けしております。

16ページをご覧ください。市街地整備の目標で、ここでも概ね10以内に実施する予定地区として、水堀第二地区や豊岡駅前地区を追加し、修正しております。

17ページをご覧ください。(4)自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針で、②の緑地の確保目標水準を表のように修正致します。

18ページをご覧ください。イメージ図の中でも触れましたが、前段の②のレクリエーションシステムの配置方針の中で、桶ヶ谷沼・鶴ヶ池などを具体的に位置付けするほか、③の防災システムにおいては、騒音・振動、あるいは、土砂災害警戒区域等の字句の修正をさせていただきます。

19ページをご覧ください。ここでは、公園緑地等の整備目標及び配置方針に関する表となりますけれども、公園の種類別にそれぞれ、目標年次を27年とした数値に修正を致します。

20ページをご覧ください。4)主要な緑地の確保目標で、同様に概ね10年以内に整備予定の

都市公園を示したものになります。表にあるように、街区公園、運動公園、歴史公園・その他の公園を修正しております。

ここまでが、整備、開発及び保全の方針の中身になっております。議案書では、22ページまでの内容となりますので確認をお願いしたいと思います。

では、改めて、議案書に戻っていただきまして、22ページまで説明したということで、ご理解いただきたいと思います。

23ページをご覧ください。本案を変更する旨の「理由書」でございます。

24ページは、「変更理由書」になります。都市の発展の動向、人口及び産業の現状並びに見通しなどを勘案し、長期的視点に立った都市の将来像、都市計画の基本的な方向性等を見直す必要が生じたため、変更するものでございます。

25・26ページにつきましては「変更概要」になります。これまで、説明してきました、変更箇所の主な内容について、記載しているものでございます。参考にしていただければと思います。以上、第1号議案の説明とさせていただきます。

続きまして、関連がございますので、第2号議案も続けての説明いたします。27ページからが、第2号議案ということになります。第2号議案は、「磐田都市計画区域区分の変更」に係るものでございますけれども、こちらも、静岡県が決定する都市計画となっております。

まず、区域区分の概要について説明いたします。都市計画法第7条におきまして、都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができるとされています。都市計画区域を、市街化区域と市街化調整区域に分けることを、「区域区分」と言いますが、一般的には「線引き」と言われておるものでございます。区域区分は、都市計画基礎調査の結果を踏まえて、人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状、将来の見通し等を総合的に勘案し、設定するものとされています。今回の区域区分につきましては、第5回目の定期見直しによる変更となりまして、参考までに、議案附図の2ページに併せて示してございますが、ピンク色の部分が市街化区域でございます。白い部分は、市街化調整区域ということになります。

議案書の27ページに戻っていただきたいと思います。1の市街化区域及び市街化調整区域の区分につきましては、今回、見直しによる変更はございません。いわゆる「線引き」の拡大は予定していないこととなります。2の「人口フレーム」についてですが、第1号議案の整開保でご説明しましたとおり、本区域では、目標年次の平成27年における都市計画区域内の人口を、概ね17万3,900人、このうち、市街化区域内の人口を、概ね9万8,400人と想定しております。これにより、現在の市街化区域内に収容する人口、いわゆる住む人口ですけれども、配分する人口は、9万6,000人で、その差2,400人を保留人口として設定するものです。言い換えますと、見直し後において、2,400人の余裕があることを示します。資料にはございませんけど、その相当する面積は、約61.5ヘクタールとなります。

28ページをお開きください。これも1号議案と同様、理由書で、本案を変更する旨をまた、29ページは変更理由書で、平成16年に実施した第4回定期見直し以降における都市の動向、都市基盤整備の状況、今後の土地利用の見通し、農業的土地利用の状況などを勘案し、平成27年における区域区分の人口フレームを変更するものです。

30ページは変更概要になります。市街化区域及び市街化調整区域の面積については、先程申したように、変更ございません。

31ページは、今までの説明の新旧対照表になります。基準年の10年後の目標年次について、都市計画区域内の人口を概ね17万400人から概ね17万3,900人に、市街化区域内の人口を概ね9万4,900人から概ね9万8,400人に、配分する人口を8万8,000人から9万6,000人に、保留人口を6,900人から2,400人に変更するものです。以上、第2号議案の説明といたします。

先程も冒頭で申し上げましたとおり、この計画そのものは、県が決定する内容でございます。規定に基づきまして、本審議会に諮り、意見を聞くものでございます。なお、第1号議案、第2号議案ともに、9月24日から10月8日までの2週間、この変更計画書を縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。それでは、よろしくご審議の程お願いいたします。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、ただ今から、質疑と意見とに分けて、それぞれ伺いたいと思います。

はじめに、ただ今の事務局の説明について、質疑を伺います。何か質問があればお願いします。

○委員 27ページの都市計画区域内人口ですが、平成27年の人口が概ね17万3,900人ということですが、現在、22年度で、磐田市の人口が17万7,000人位ということで、あと5年後には人口が減るということですが、その数字の根拠を教えてください。

○事務局 目標年次における静岡県全体の将来の想定人口を、国立社会保障・人口問題研究所が算定している将来人口として算出し、基準年における男女の比、年齢別人口、出生率、生存率、出生性比等を用いて、推計人口を算出するコーホート要因法により、将来人口を推計しております。

○事務局 補足的に説明いたします。まさに教科書の回答ですけれども、基本的には想定人口の根拠というものは、コーホート法で積算していきます。当然、見通しについては、社会的要因や自然的要因が加味されてきます。途中説明しました出生、死亡、転入転出等、そういった社会的要因を加味したもので、コーホート法の中で示していくということが、積み上げの根拠となっていますので、これが適正であるかについては、少し疑問な部分もございますけれども、一般的な手法として対応していることをご理解いただきたいと思います。

○委員 流れからすると人口が減るということですが、磐田市の考え方とすると、活性化のためにはもっと人を呼び込むという政策を取っている訳でして、その辺について説明があれば伺いたい。

○事務局 委員ご指摘のとおり、人口フレームの考え方と関連しますが、保留人口が2,400人、61ヘクタール余裕があるということの中で、都市計画としての考え方は、その人口に見合う規模だけしっかり人口フレームとして持っているという過程条件がございます。その中で、まちづくりにおいては、市街地を拡大する、いわゆる可住地域を増やしていくということが根拠としてあるものですから、政策としてはそういう方法をしていくようになっております。後段説明しました、都市の区画整理や再開発事業の具体的な方針もここに盛り込まれておまして、今後計画的に10年程度見計らって、市街地整備をすることが含まれておりますので、政策的には、このプランを基本にして、市街地整備をする、あるいは、可住地

域を増やしていくということですので、政策的には変わっておりません。

○委員 細かいことと言えば、従来でしたら、旧の市町村名だったところを地域という形に変えている訳ですが、実際に今度の変更によって、時代に即応した形での見直しですので、デメリットというのはあまりないとは思いますが、磐田市にとってのメリット、それと今後の留意点について、できれば5つの地域別に挙げていただけると、分かりやすいのですが。

○事務局 1点目の旧市町村を地域に変更するというのは、合併して5年も経過する中で、そういう表示がふさわしくないという観点がありましたから、地域に変更したということでご理解をお願いします。

メリットデメリットの関係ですが、ご指摘のように、この計画を見直すことによって、デメリットについては考えにくいものがございます、基本的には想定しておりません。メリットとしますと、旧市町村で作っていた都市計画マスタープランが統合されて、現在の磐田市のマスタープランがあります。それと、今回お示しする区域都市計画マスタープランは、それをさらに、具体的な位置、規模、数値等をお示しすることによって、より具体的な理解が得られるということがメリットで、それに沿った施策が展開できるということが最大のメリットとっております。

それから、留意点ですが、都市計画というのは、将来予測、将来構想の中で位置づけしていくものでありますので、整備にあたっては10年後、構想においては20年後というスパンを持っておりますけど、その10年の間に、突発的といいますか、急激な変化によって、マスタープランにそぐわないことが発生するという懸念がございます。それをあえていうと、デメリットと解釈してよろしいかと思いますが、そのような意味ではこれからのまちづくりに対しては、留意点に関連して回答しますと、その方針に沿った形で基本的に進めていくのが大前提です。社会情勢や突発的な変更によっては、それに注意していかなければいけない。もしそういった事態が起こった場合には、5年のうちの定期見直しではなくて、随時変更という形で対応せざるをえないと考えております。当然これについては、県との協議、国の同意が今の制度では必要ですので、前もって準備をして、協議を進めていかなければならないと思っております。

4点目の地域別というご指摘がありましたけど、今の段階ではその資料を持ち合わせておりませんので、大変恐縮ですけれど、旧市町毎の資料を持っておりませんので、大変申し訳ございませんが回答できません。

○委員 今の説明の中で特に、10年、20年のスパンの中で、突発的な要因が起こったらという説明がありましたが、近年の短期間での経済状況の悪化とか大震災によって計画がくずれてしまうことぐらいしか思い浮かばないんですが、それ以外に突発的な要因がどのようなものがあるのか教えてください。

○事務局 1点目は、想定している、または、計画している地区以外に、急遽、地元の盛り上がりやニーズによって、新たに市街地整備が急激に進展してくることをいいます。今回、美登里地区を追加すると説明しましたが、別の地域でも、多少事前の情報をもって、私どもは整理していますけど、今からスタートしても4・5年かかるという部分で括れるのが今回美登里地区を追加した部分です。その部分以外で、早急にしたいだとか、それが、住居系の開発、あるいは、工業系の開発もあります。そういうものが、ここ1・2年で突発的に前

に出てきた場合に、この計画と整合性がとれない事態も想定されている部分がございますので、そういった意味で、突発的なのということを言いました。

それから、もう1点は、社会情勢、経済情勢を含めてなんですけど、既成の市街地の中で、部分的に滲み出しというのですが、だんだんと市街地を拡大していく部分については、スピードが要求されると同時に、地元の総意も早まるという経緯もあるものですから、それについての予測がしにくい部分もございます。今、情報としてないところから、新たに発生するという部分については、突発的なのという意味で解釈しております。

○委員 議案書の26ページ、ここには、先程課長が説明した整備目標の追加や削除が記載されておりますが、削除なら整備が済んでしまったというような、もう少し具体的な理由を教えてください。

○委員 関連して、一色塩新田線というのは、どこか教えてください。

○事務局 追加と削除の考え方ですが、おおむね10年以内に整備を予定しているところは追加しております。事業が完了したところについては基本的に削除をしております。

一色塩新田線の場所ですが、国道150号線の旧の磐田グランドボウルのボーリング場を南進して、バイパスまで行くルートが一色塩新田線になります。

○委員 新旧対照表の中で、22路線から36路線と14路線が増えたわけですが、今現在、磐田市は、大変財政が厳しい中で、14路線を追加した経過についてお伺いします。

○事務局 新旧対照表の12ページの表をご覧くださいければ分かると思いますが、平成19年に県で定めた計画については、その表にあるように22路線ございますが、消しているのは、既に完了になっております。左側の新に掲げているのは、事前に県と調整する中で、あくまでも都市計画道路になります。一般の主要な幹線道路とか、広域の県道、国道はございません。都市計画道路として、将来10年以内に整備する予定という意味合いで記載していますので、言い換えると、できるだけ可能性がある路線について抽出していると解釈していただければ結構です。

○委員 議案書の26ページの市街地開発事業として、水堀第二地区がございますが、これはどの辺にあるのか教えてください。

○事務局 水堀第二地区でございますけれども、民間施行として、整備が終わっていますけれども、場所は、完成しました見付天神線を北側に入ったところで、磐田北高を西へ下りて、少し北へ入った台地の上になります。後ほど都市計画地図でお示しさせていただきます。それから、こちらに載せてある経緯ですが、基準年度が平成17年ということで、掲載しております。

○委員 2点ほど伺いますが、議案資料1の6ページですが、先程説明の中で、都市計画の基本理念が少し変わったという中で、コンパクトなまちづくりという字句があったかと思いますが、JR磐田駅における都市拠点の赤丸ですが、これを合併前の旧磐田市9万人位と、合併をして17万になった中で、なおかつコンパクトなまちづくりという観点からいくと、もう少し枠が広がってもいいのかなと思いますが、そのへんの考え方を聞きたいということと、それと、先程委員の質問との関連ですが、8ページの産業規模で、生産規模と就業構造とありますが、今回の変更理由にある「農業的土地利用」という字句がある中で、生産規模で、なぜ農業産出額がないのかなという素朴な疑問と、併せて生産規模と就業構造の10年後の数

字の積算の根拠についてお伺いしたいと思います。

○事務局 1点目は、ご指摘のように、磐田駅を中心とした赤丸の大きさの部分ですけども、これについては、将来のイメージ図と先程説明しましたけれども、この円に入るか入らないかという視点で見ると少し歪があるとご理解をしていただきたいと思います。駅中心の駅南を含めて北に延びている部分については、ご存知のとおり商業系の地域を括ってございますので、この円に入るか入らないかということよりは、イメージとして、この位置が拠点地区ということをご理解いただきたいと思います。丸の大きさについては、多少議論するところがありますが、事務的にはあまり意識してございません。

それから、2点目の8ページの産業のところですけども、生産規模、就業規模の中で、農業部分がないことについてのご質問でしたけれども、資料等情報をもっておりませんので、後で確認させてください。

○事務局 工業に関してですが、製造品出荷額等は直線回帰式により推計をしております。商業に関しても、同じように推計をしております。就業人口については、就業率の推移や将来の15才以上の人口、就業人口等を加味して、推計をしております。

○委員 今、委員が言っていたところなんですけども、平成27年の工業出荷額の予想ですけども、先日市長が議会の本会議のときに、平成21年位だと思えますけど、工業出荷額が1兆円減っていると言っておりまして、産業構造を見たときに、1兆円減っている状況の中で、今後どうなるか、2兆4千億円と予想できないと思えますが、産業構造が大きく変わると、都市計画にも影響を及ぼすと思えます。工業団地ができるとそこに、色々な道路が必要になり、都市計画道路というようになると思うんですね。その辺を想定したときに、産業の規模について、ある程度見通しがないと、色々な都市計画や基盤整備にも影響してくると思えます。そのへんの関係について、どのようなことで、今回、産業規模を設定して、その辺の関連についてご説明をお願いします。

○事務局 委員ご指摘のとおり、産業構造の変化によって、都市計画も変わるということは、当然のことをございまして、ご指摘のとおりです。

先程、申しましたけど、産業構造の生産規模の考え方については、都市計画では、一定の方程式で積算しておりまして、こういう社会情勢の中で、現実の段階で捉えると考えづらい部分も確かにございますが、計画を立てる意味では、はっきりとした根拠付けといいますよりも、統計的な精査による積み上げがあるものですから、こういった数字がでてきたというようにご理解していただきたいと思います。

それから、都市計画への影響の関連ですけども、委員ご指摘のとおり、道路が整備される、市街地が拡大されることによって、基盤が当然拡充されますし、それによって、人口も増えますし、産業構造も比例していきますので、そういったことを加味した中で、今回、基礎資料を基に精査されているというように認識しております。

○委員 生産規模も変わってくれば、就業構造も当然変わる可能性もありますし、この辺も併せて就業構造も変わりますと、住んでいる人達の地域によっても、併せて都市基盤の形も変わってくると思えますので、その辺も併せて加味されているということでもよろしいでしょうか。

○事務局 委員ご指摘の通り、基本的には、産業規模の中の生産規模、就業構造に関連が

ありますから、当然そういう部分が加味されてこういう数字に至っていると思っております。

○委員 先ほども、人口の件で質問が在りましたが、人口が減るという説明でしたが、それではよろしいかどうかということの確認です。現時点で磐田市の人口は、17万4,000人位だと思うんですけど、17年度から増えて減るといようなシミュレーションをされているのか、それとも、別の統計的な資料で平成17年度から徐々に人口が増えていくという推計をされて、都市計画を検討されているのか教えてください。

○事務局 推計値を言いますと、平成17年が国勢調査の数字で170,899人、ここからが推計値になりますが、平成22年が173,200人、平成27年が173,900人、平成32年が173,100人、平成37年が170,800人と、一回ピークにいきまして、その後減っていくという推計になっております。

○委員 同様に、工業出荷額も一度増えてまた減るといようなシミュレーションなのでしょうか。ピークでは、2兆7,000億円だったと思いますが。

○事務局 工業出荷額の推計値ですが、平成17年が2兆679億円、平成22年が2兆2,299億円、平成27年が2兆4,843億円、平成32年が2兆7,387億円、平成37年が2兆9,931億円と、こちらの方は右肩上がりが増えていくという推計になっております。

○委員 新旧対照表の13ページの下水道のことですが、10年度整備率を87%と書いてありますけど、右側のほうでは、各市町村によって分かれていますけど、現状からどれくらいのアップを見込んでいるのか教えてください。

○事務局 現況整備率になりますが、平成21年度で84.54%となっております。

○会長 他に質問があれば伺いますが。

それでは、無いようですので、これにて質疑を打ち切ります。

それでは、第1号議案及び第2号議案についての意見を伺いたいと思います。何かご意見がございますでしょうか。

○委員 今回、より現実に沿ったものとした形で、見直しがされるわけですが、ちょうど今、質疑の最後で例が出ましたが、新旧対照表の13ページの下水道の表を見ても分かりやすいように、今まで旧の5つの地域で出していたものが、より磐田市として一つのものとして代わっているところが多く目につきますが、そうした中で、都市の整備と開発については、地域ごとに、「自分たちの地域は」という市民の潜在意識はまだまだあると思います。逆に言えば、磐田市として、開発をしていくということと同時に、やはり旧の地域のことを常に頭に入れながらの開発を今後とも是非行なっていただきたいと思います。

県から見れば、磐田市という一つの括りかもしれませんが、私は中泉の地域に住んでいますが、これから、駅前もまた手を加えられて、変わっていくと思います。そういう目に見える変化というものが各5つの地域に無いといけない、あそこばかりに集中したということが、いつまでも、続くと思いますので、その辺のことを、十分に留意されながら、整備、開発、保全に努めていただければと思います。

○会長 その他あれば、お願いします。

それでは、無いようですので、これにて意見を打ち切ります。

それでは、第1号議案及び第2号議案について、審議会条例第6条第3項によりまして、お諮りいたします。本案につきまして、原案のとおり承認することに、ご異議ございません

か。

(各委員より異議なしの声あり)

○会長 ありがとうございました。異議なしと認めます。

よって、第1号議案及び第2号議案は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

審議結果につきましては、早速、市長に答申することといたします。

それでは、事務局お願いします。

5 閉会

○事務局 本日は、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

私ども、まだまだ勉強不足で、質問に対して的確な答弁ができなくて、申し訳ございませんでした。今後とも勉強してまいりますのでよろしくお願い致します。なお、次回は12月に開催を予定しておりますので、ご出席をお願いいたします。

以上をもちまして、第12回磐田市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。